令和７年４月１７日改正

令和7年度

富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金（市民向け）

応 募 要 領

®富士宮市さくやちゃん

富士宮市では、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を推進するため、ゼロカーボン推進設備等を導入する場合に、予算の範囲内において、次の要領により導入費の一部を補助します。

応募期間

令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

※ただし、予算額に達し次第、受付終了。

実績報告書の期限：令和8年3月10日（火）必着

予算額

3，800万円（すべての補助対象設備に対する補助金額の合計額）

※自治会集会所等に対する補助金額を含む。

対象者

次のいずれかに該当し、**市税の滞納がなく、ゼロカーボン推進設備等を導入に関して市の他の補助金を受けない人。**

なお、同一種類の設備に対する補助金は、同一世帯につき1回限りとします。

（1）市内の自ら居住する住宅又は居住する予定の住宅に設備を設置する人。

（新築住宅、既存住宅、店舗併用住宅）

※店舗併用住宅は、店舗と居宅で電力量計（スマートメーター）を分けてあり、電力の使用が別々であるものに限る。

※新築住宅の場合、実績報告書の提出期限までに住宅の引き渡しが完了していないものは、補助の対象外とする。

※ZEHを申請する場合は、新築住宅又は新築の建売住宅に限ります。

（2）自ら居住するために設備が設置された住宅を市内に新たに購入する人。

（建売住宅）・・・引渡し前

（3）保管場所が市内にあり、自家用としてクリーンエネルギー自動車を購入する人。

（ただし、市内に居住する者に限る。）

補助対象設備・補助金額

※設備設置工事着手前・車両登録前に申請してください。

補助対象設備は、未使用品で、自作品でないものに限ります。

なお、家庭用燃料電池（エネファーム）と定置用リチウムイオン蓄電池は、６年間以上継続して使用する内容のリース契約を締結したものを含みます。

複数の設備を設置・購入する場合は、各々の補助金を受け取ることができます。

（1）太陽光発電システム

●補助対象設備

住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステムで、次の項目を満たすもの。

・電気事業者と電力受給契約を締結し、低圧配電線と逆潮流のある方式で系統連系しているもの。
ただし、余剰電力売電方式のものに限る。

※　補助金申請者と電力需給契約者は同一又は申請者と同じ世帯の人にすること。

・太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナ（インバータ）の定格出力のいずれかが１０キロワット未満であること。
ただし、増設の場合は、既に設置してある太陽電池モジュールの公称最大出力との合計又はパワーコンディショナ（インバータ）の定格出力との合計のいずれかが１０キロワット未満であること。

●補助金額：1kW当たり20，000円

太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力を比較して**低い方の出力に20，000円を乗じた金額。**

（2）家庭用燃料電池（エネファーム）

●補助対象設備

燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成され、主として家庭における電気と熱の供給を目的としたもの。

●補助金額：上限100，000円　（リース契約の場合：上限50，000円）

（3）定置用リチウムイオン蓄電池

●補助対象設備

リチウムイオン蓄電池に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの。

●補助金額：上限100，000円　（リース契約の場合：上限50，000円）

（4）ビークル・トゥ・ホームシステム

●補助対象設備

電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅等の電力として使用するために必要な機能を有するシステムで、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象設備として指定しているもの。

●補助金額：上限50，000円

※市の補助対象設備である、定置用リチウムイオン蓄電池を備える設備については、蓄電池の補助金額（上限100，000円）を合わせて交付します。

（5）クリーンエネルギー自動車

●補助対象設備

自家用として購入する電気自動車又はプラグインハイブリッド車で、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象車両として指定しているもの。

ただし、新車の状態で所有し、補助金申請者と車検証記録事項の使用者が同一名義であるものに限る。

●補助金額：上限50，000円

（6）HEMS

●補助対象設備

住宅におけるエネルギー管理システムで、電力使用量を計測・蓄積し、そのデータを「見える化」（計測されたデータをモニター等で表示）することができ、家電機器を最適制御できる機器で、ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの。

●補助金額：上限10，000円

（7）ZEH

●補助対象住宅

市内に自ら居住する予定の戸建住宅を新築（新築建売住宅の購入も可）し、「建築物省エネルギー性能表示制度」（BELS）においてZEHの評価・認証を受けたもの（BELS評価書において「ZEHマーク」及び「ゼロエネ相当」の記載があるもの）。

※Nearly ZEH、ZEH Oriented は補助対象外となります。

※市民向けゼロカーボン推進事業補助金の他の補助メニューとの併用はできません。（クリーンエネルギー自動車を除く）

●補助金額：上限300，000円

補助対象経費

補助対象経費は、本体設備等の設備設置費用・工事費用（※）から国・県等の補助金額を差し引いた金額とし設置に係る諸経費等は補助対象外とします。

※クリーンエネルギー自動車は税込、その他の設備は税抜で記入してください。

補助金額の計算方法

市の補助金額は、**補助対象経費の2分の1以内、上限額を超えない額を支給します。**また、1，000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

※国・県等の補助金制度があり、申請期限内のものは補助金申請を行ってください。

補助金申請の流れ

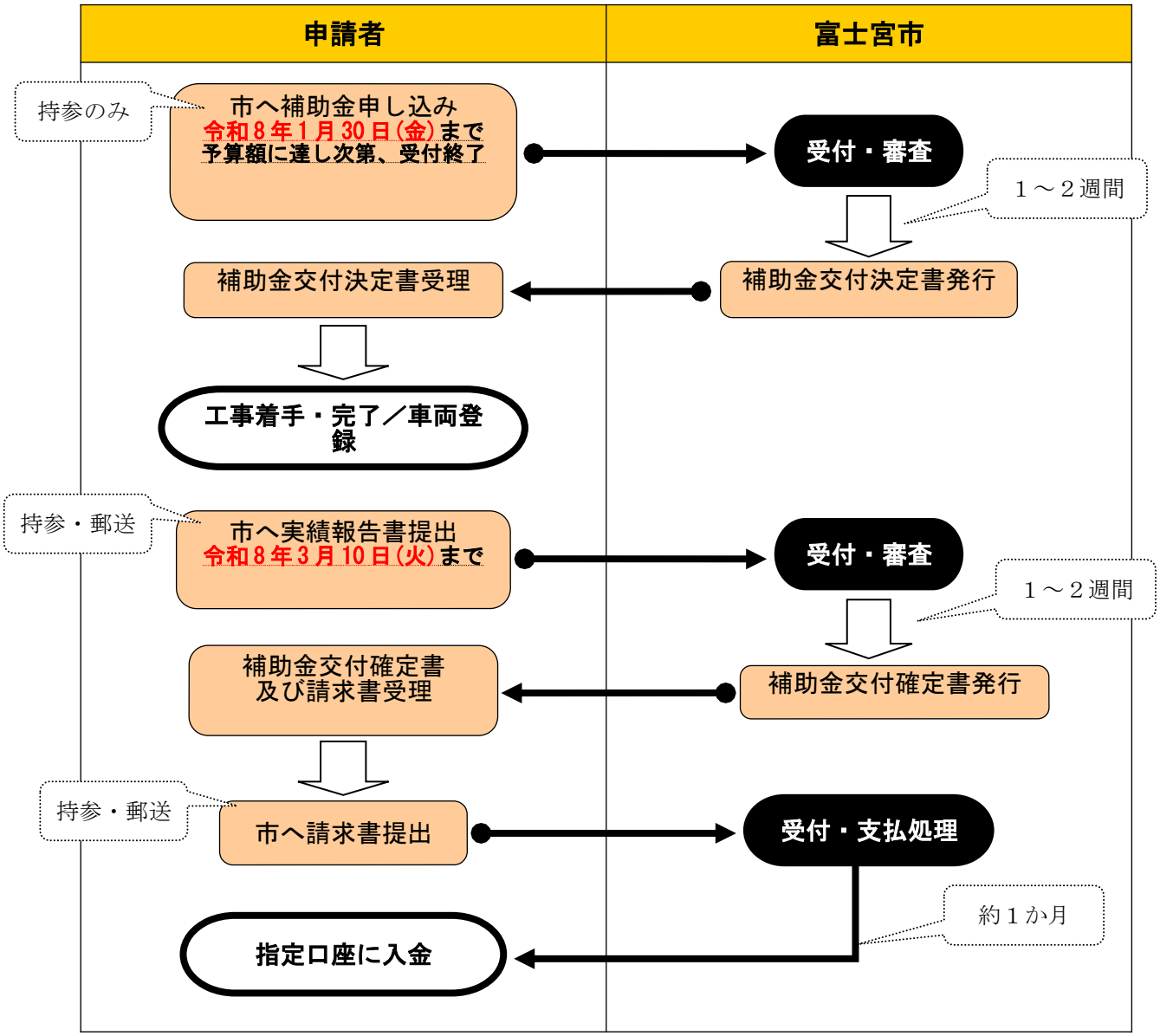

●富士宮市に補助金交付申請書を提出後、補助金交付決定書を発行するまで1～2週間かかります。工事着工日・車両登録日までの日数を考慮し、余裕を持って申し込んでいただくようお願いします。

●富士宮市の補助金交付決定書が発行される前に**設備設置工事に着手(※)した場合(新築・既築)、建物の引渡しをした場合(建売)又は車両登録した場合**は補助金を受け取ることができません。必ず、富士宮市の補助金交付決定書を受け取ってから着手いただくようお願いします。

※設備設置工事の着手とは

補助対象設備の設置に関する工事に着工した段階で、設備設置工事に着手したものとみなします。

太陽光発電システムは屋根工事などに着手すると、設備設置工事の着手として補助金が受けられないのでご注意ください。

ZEH は更地又は基礎工事の段階で申請をするようにしてください。外壁工事等に着手すると補助金が受けられないのでご注意ください。詳細については、お問い合わせください。

また、現地調査により事前着手を確認した場合は、補助金の申請を取下げていただくことになりますので、ご注意ください。

市への補助金申し込み

提出期限：令和8年1月30日（金）

※ただし、令和8年3月10日（火）までに実績報告書を提出することが必要です。

補助金を受けようとする方は、下記書類をすべてそろえて、**環境企画課窓口に直接提出**してください。

郵送・ファックス等による提出や、申請書及び添付資料に不備・不足がある場合は受け付けできませんので御注意ください。なお、下記書類以外にも、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

No	提出書類	備考
1	富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金交付申請書	市指定の様式
2	設置等計画書	市指定の様式
3	申請者の市税完納証明書	申請書提出日前**1か月以内**に取得した最新のもの（原本に限る） ※完納証明書を発行していない自治体の場合や市税の賦課がなく、完納証明書が発行されない場合は、納税証明書や滞納なし証明等、市税の完納を証明できる書類を取得すること。
4	対象設備・対象住宅・購入車両の経費内訳が確認できる契約書又は見積書の写し	・建売住宅の場合は、売買契約書の写し ・リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記されたリース契約書等の写し ・対象設備又は購入車両の内訳が明記されているもの 「〇〇一式」等の内訳が明記されていないものは不可 ※太陽光発電システムや定置用リチウムイオン蓄電池の場合、モジュールや蓄電池本体とパワーコンディショナーの金額を分けて記載してください。
5	設置設備・購入車両の仕様が分かる資料	カタログ、パンフレットなどの写し（型式、型番、キロワットなど、設置等計画書に記載した内容が確認 ※ZEHによる申請の場合は不要
6	設備設置工事着手前・車両購入前の現況のカラー写真 ※申請書提出日前2週間以内に撮影されたもの ※撮影日を記載すること ※新築で設置場所の写真が撮れない場合は、設置場所の周辺状況のわかる写真を添付すること。	【太陽発電システム】 ・モジュールを設置予定のすべての箇所の写真 ・パワーコンディショナの設置予定箇所の写真 ・同一敷地内の車庫や倉庫の屋根等に設置し、住宅へ系統連系する場合は、住宅と設置建物が確認できる写真 【家庭用燃料電池、定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステム、HEMS】 ・設置場所の写真 【クリーンエネルギー自動車】 ・購入車両の保管予定場所 【ZEH】 ・建築場所の全景写真

7	追加書類	【太陽光発電システム】 ・太陽電池モジュールの配置図 【ZEH】 ・BELS評価書の写し ・BELS評価申請時に作成した機器表又はそれに類する書類
8	機器を設置等する場所近辺の地図	縮尺1，500分の1程度のもの。印をつけるなど、設置場所を明示すること。
9	補助金申請書類チェックリスト	市指定の様式
10	代理人選任届	市指定の様式

補助金交付決定

交付申請書を受付後、必要に応じて現地調査を行い、1～2週間程度で、申請書に記載されている住所地に「補助金交付決定書」を送付します。受領後、設備の設置・登録をしてください。

Q&A

【補助の対象について】

Q1　設置済みや車両登録済みの場合も補助対象になりますか？

A1　設置済み（車両登録済み）の場合、**補助対象外**となります。

Q2　過去に同一の補助金を受けていても、補助対象となりますか？

A2　同一種類の設備に対する補助金は、同一世帯につき1回限りとします。
同一の補助金とは、「ゼロカーボン推進設備等導入費補助金」、「創エネ・蓄エネ機器設置費等補助金」、「創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金」、「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」のことです。
例えば、過去に太陽光発電システムの補助を受けていた場合、太陽光発電システムについては、補助対象外ですが、その他の設備（蓄電池や自動車等）に関しては、補助対象となります。
また、過去に補助を受けずに太陽光発電システムを設置した場合、今回、増設する部分については、補助対象となります。

Q3　中古設備・自作品・中古車を購入する場合、補助対象になりますか？

A3　**補助対象外**となります。新品かつ未使用品、新車が対象となります。

Q4　リース契約をした場合、補助対象になりますか。

A4　家庭用燃料電池（エネファーム）と定置用リチウムイオン蓄電池のみ、補助対象となります。
ただし、6年以上のリース契約を締結した設備に限ります。

市への実績報告書の提出

提出期限：令和8年3月10日（火）必着

設備の設置又は購入後、下記の書類をすべてそろえて、速やかにご提出ください。
※下記の書類に代わる書類での受付はできかねます。提出期日までに実績報告書類の提出が不可能な場合、補助金の申請の取り下げが必要です。
速やかに「富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金交付申請取り下げ書」をご提出ください。

※実績報告書は郵送でも提出できますが、<u>不備・不足がある場合は返送します。</u>郵送前に必ず確認をお願いします。

No	提出書類	備考
1	富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金実績報告書	市指定の様式
2	交付決定者の住民票	・設備を設置した場所に居住していることが確認できるもので、実績報告書提出日前**<u>3か月以内</u>**に取得したもの ・マイナンバーの記載がないもの ※申請者と電力需給契約者が異なる場合には、同一世帯であることが分かるよう住民票謄本を提出すること。
3	設備設置工事・購入車両の領収書の写し	申請時に提出した契約書の契約金額又は見積書の見積金額が支払われたことが分かるもの（銀行振り込みにおける振込明細書は不可）。 ※分割払いの場合は、分割払いに係る契約書の写しを添付すること。 ※申請時から金額が変更になる場合は、最新の見積書、注文書等を添付すること。
4	設備設置工事完了後・購入車両のカラー写真	【太陽光発電システム】 ・モジュールを設置した箇所すべての写真（モジュールの枚数が確認できるもの） ※写真でモジュール枚数が確認できない場合には、出力対比表等の補足資料を添付すること。 ・パワーコンディショナの本体及び銘板、設置状況が分かる写真 【家庭用燃料電池（エネファーム）】 ・燃料電池ユニット・貯湯ユニットの本体及び銘板、設置状況が分かる写真 【定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステム、HEMS】 ・本体及び銘板、設置状況が分かる写真 【クリーンエネルギー自動車】 ・自動車本体及びナンバープレートの写真 ・購入車両が写っている保管場所の写真 【ZEH】 ・引渡し後の建物外観写真

5	設備ごとの追加書類	【太陽光発電システム】 ・系統連系日を確認できる書類等の写し ※実績報告書提出期限までに系統連系が完了できない場合には、本体設備（モジュール及びパワーコンディショナ）の内容を含んだ保証書の写しで代替可能。 【クリーンエネルギー自動車】 ・自動車検査証記録事項の写し（補助金申請者と自動車検査証記録事項の使用者が同一名義のもの） 【ZEH】 ・建物の保証書又は工事完了引渡証明書 【家庭用燃料電池、定置用リチウムイオン蓄電池、ビークル・トゥ・ホーム・システム、HEMS】 ・保証書の写し（リース契約の場合は、設置の完了が確認できる書類） ※日付、型式、販売者名が記載されているもの。システムを構成する設備にそれぞれ保証書が添付されている場合は、すべての保証書の写しを提出してください。
6	実績報告提出書類チェックリスト	市指定の様式

実績報告時の注意点

【完了日】 ※複数の設備を設置・購入し、完了日が異なる場合は、完了日が遅い日を記入すること。

・太陽光発電システム：系統連系日

※系統連系日とは、下記のいずれかの日にちです。

・「系統連系完了のお知らせ」のメールの系統連系日

・東京電力パワーグリッド「Web申込システム」の工程照会ページの系統連系開始日

・東京電力パワーグリッド「購入実績お知らせサービス」の発電者さま設備の買取起算日

実績報告書提出期限までに系統連系が完了しない場合には、本体設備（モジュール及びパワーコンディショナ）の内容を含んだ保証書の写しで代替可能とし、保証開始日を完了年月日とします。

・クリーンエネルギー自動車：車両登録日

・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：建物の保証開始日又は工事完了引渡日

・その他の設備：対象設備の保証開始日（リース契約の場合は、設備の利用が可能となった日）

【領収書の写し】

・印紙税法に基づく、印紙が貼付してある領収書の写しを提出してください。（電子領収書の場合は、その旨を記載すること）

・申請時から金額が変更になる場合は、変更後の契約書又は見積書を提出してください。

・分割払いで領収書が発行されない場合は、分割払いに係る契約書の写しを添付してください。

・銀行振込による支払いの場合は、金融機関の振込受領書等ではなく、**販売業者等が発行する領収書の写し**を提出してください。

・申請時に提出した見積書の金額と領収書（分割払いの契約書）の合計が一致するようにしてください。頭金を現金による支払い、残額をクレジットによる支払い（分割払い）とするなど、複数の支払方法を組み合わせる場合は、すべての領収書の写しを提出してください。

【写真】

・距離が遠く対象設備の確認ができない写真、銘板やナンバープレートの文字がぼやけている写真は不可。

補助金交付確定

実績報告書受付後、必要に応じて現地調査を行い、実績報告書に記載されている住所地に「補助金交付確定書」を送付します。交付確定書には請求書を同封して送付します。

請求書提出・補助金の振込

請求書に必要事項を記入後、2週間以内に郵送又は環境企画課窓口に持参して提出してください。
請求書を受理後、約1か月で指定口座に補助金を振り込みます。

計画内容に変更があった場合

計画内容に変更（補助金申請額の増減等）があった場合は、下記の書類を環境企画課に提出してください。

補助金額が増額になる場合は、設備設置工事着手前又は車両登録前に提出があった場合のみ補助金額を増額します。**設備設置工事着手後又は車両登録後に提出があった場合は、補助金額の増額は行いません。**補助金額が減額になる場合は、提出の時点に関わらず、補助金額を減額します。

【補助金額が増額になる場合】 ※提出は設備設置工事着手前または車両登録前

No	提出書類	備考
1	富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金変更交付申請書	市指定の様式
2	設置等計画書	市指定の様式
3	対象設備・購入車両の経費内訳が明記されている**変更後**の契約書又は見積書の写し	リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記されたリース契約書等の写し
4	**変更後**の設置設備・購入車両の仕様が分かる資料	カタログ、パンフレットなどの写し（型式、型番、キロワットなど、設置等計画書に記載した内容が確認できるもの）
5	設備設置工事着手前・車両購入前の現況のカラー写真（撮影日記入）	・変更交付申請提出の2週間以内に撮影されたもの ・変更交付申請書提出時点で設備設置工事着手前または車両登録前であることが分かるもの

【補助金額が減額になる場合】

No	提出書類	備考
1	富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金変更交付申請書	市指定の様式
2	設置等計画書	市指定の様式
3	対象設備・購入車両の経費内訳が明記されている**変更後**の契約書又は見積書の写し	リース契約の場合は、6年以上のリース期間が明記されたリース契約書等の写し
4	**変更後**の設置設備・購入車両の仕様が分かる資料	カタログ、パンフレットなどの写し（型式、型番、キロワットなど、設置等計画書に記載した内容が確認できるもの）

※申請した設備の一部を取り下げる場合は、取り下げ書ではなく、変更交付申請書をご提出ください。

【補助金額に変更がない場合】

実績報告書中の「設置等する設備の補助対象経費の内訳」に変更内容を記入してください。変更後の契約書または見積書、設置設備または購入車両の仕様が分かる資料（カタログ、パンフレットなどの写し）を添付してください。

補助金の申請を取り下げる場合

補助金を申請した設備の設置等を中止する等、補助金の申請を取り下げる場合は、速やかに「富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助金交付申請取り下げ書」（市指定の様式）を環境企画課に提出してください。
※現地調査により事前着手・事前購入があった場合、取り下げ書を提出していただきます。

財産処分等の制限について

補助金により設置又は購入した設備について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）が定める期間において処分が制限されます。当該期間内に設備を処分する場合は、事前に富士宮市に財産処分承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

なお、処分の承認に当たっては、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

その他

- 原則として、申請者本人による提出をお願いします。やむを得ず申請者本人又は申請者と同じ世帯の人以外の方が代理で提出する場合は、「代理人選任届」を添付してください。なお、申請の内容について伺うことがありますので、説明できる方による提出をお願いします。
- 交付申請書及び実績報告書に記入する際には、インクが消えない筆記具を使用してください。
- 富士宮市への**代理人選任届には、**朱肉を使って押す印鑑を使用してください。
- 代理人により補助金を申請する場合であっても、補助金の内容・申請方法等について申請者も把握していただきますようお願いします。

クリーンエネルギー自動車の実績報告時の注意点

- クレジットによる支払いの場合は、クレジットの契約書を添付してください。
- オプションの追加や下取価格の変更等により申請時に提出した見積書の金額と最終的な支払金額が異なる場合や見積書に割賦手数料が含まれていない場合は、実績報告時に最新の見積書（注文書）を添付してください。
- 申請時に提出した見積書の金額と領収書（クレジットの契約書）の合計が一致するようにしてください。頭金

を現金による支払い、残額をクレジットによる支払い（分割払い）とするなど、複数の支払方法を組み合わせる場合は、すべての領収書の写しを提出してください。

●銀行振込による支払いの場合は、金融機関の振込受領書等ではなく、自動車販売店が発行する領収書の写しを提出してください。

交付申請書・変更交付申請書・実績報告書・交付申請取り下げ書・チェックリスト・代理人選任届の様式は富士宮市のホームページからダウンロードできます。

トップページ　⇒市民の皆さんへ⇒ごみ・環境⇒

地球温暖化対策⇒ゼロカーボン推進設備等導

入費補助金（一般住宅用）

■書類提出先及び問合せ先■
富士宮市役所　環境企画課　環境エネルギー室
〒418-8601　富士宮市弓沢町 150 番地
電話：０５４４－２２－１１３１（直通）
FAX：０５４４－２２－１２０７
Mail：kan-ene@city.fujinomiya.lg.jp